

平成23年8月22日

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課  
パブリックコメント担当 御中

〒105-0011  
東京都港区芝公園2-4-1  
企業年金連合会

**確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、  
厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正案に関する意見募集について**

企業年金連合会では、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金について制度別小委員会を設置し、制度、財政、税制等に関する事項について調査審議を行っています。

今般、「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正案に関する意見募集について（平成23年7月14日）」に対し、厚生年金基金小委員会及び確定給付企業年金小委員会における検討結果を踏まえ、別添の意見を提出します。

「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正に関する意見募集について」に対する意見

平成 23 年 8 月 22 日  
企業年金連合会

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、震災に関連した企業倒産の発生件数が 4 カ月連続で増加し続けている等、被災地のみならず、全国的に大きな混乱が生じている。

また、中小企業をはじめとする日本の全産業において、震災による電力供給の制約や原子力災害及び原油高の影響だけでなく、米国を中心とする海外経済の不透明感が増大する等により、景気の下振れリスクをはじめ、デフレ、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であり、今後の企業業績についても楽観できない状況にある。

平成 22 年度の企業年金の資産運用状況についても、震災後の株安と円高が響き、修正総合利回りは 2 年ぶりのマイナスとなった。

このような最悪の状況下で、企業年金の財政運営において実施されてきた弾力化措置の適用期限を迎えることとなっている。今回の一部改正の内容については、本来、企業年金を取り巻く環境が比較的安定した状況下で行われるべきものであり、今日の状況で行われることが適切であるとは考え難い。日本経済が復興の過程にあるか不透明な現在、企業年金や事業主等に急激な負担を強いることとなった場合、短期的視野に立った企業年金の廃止論議を引き起こす可能性がある。また、財政運営基準等の見直しを行うにあたっては、震災前からの状況を鑑みても、ボラティリティの高い資産運用環境に対応しやすい基準や制度の見直しが必要である。

については、企業年金が安定的な事業運営を行うことにより、従業員の退職後の生活保障における役割を引き続き果たせるよう、以下の 17 点について意見を提出する。

なお、新しい財政運営基準等の適用にあたっては、各企業年金の事業運営の実態を踏まえ、懇切丁寧な説明と温もりのある指導を企業年金全体が望んでいることを申し添えたい。

## 1. 行政としての方向性を早急に示すべき事項

「企業年金の財政運営等に関する緊急提言（平成23年3月15日）」で提言したとおり、東日本大震災によって資産運用状況が悪化し、多くの企業年金が財政運営上の大きな問題に直面している。企業年金の母体企業においても、その業績に多大な影響を受け、掛金の負担能力が著しく損なわれている。

さらに、昨今の欧米政府債務問題、各国経済の見通しの悪化や急激な円高進展等により、今後の母体企業の業績は不透明となっている。

このような状況や市場のボラティリティが大きくなった環境下では猶予措置は比較的長期に考慮するべきという従来からの考えを踏まえ、掛金引上げの猶予措置を延長するという方向性を早急に示すべきことを提案する。

## 2. 「Ⅱ. 2（1）財務諸表の簡素化・透明化」に対する意見

調整科目を廃止することにより、財務諸表における不足（剰余）の実態と掛金引上げの要否の実態とが乖離することが考えられ、また、負債の内訳を財務諸表に表示しないことにより、債務の実態を財務諸表上で把握することが困難となる。特に、期ずれの解消については、決算年度の運用実態を反映した債務を財務諸表に計上するよう制度改正が行われた経緯を踏まえ、財務諸表に計上する最低責任準備金は、期ずれを解消した最低責任準備金（現行科目でいうと「最低責任準備金（継続基準）」に相当する。）とするべきである。

## 3. 「Ⅱ. 2（2）積立状況の的確な把握」に対する意見

短期的な市場変動の拡大傾向及び長期的な事業運営の実施主体であるという企業年金の特性を踏まえ、「下方回廊方式」を恒久的に導入し、許容繰越不足金の範囲内の積立不足については、許容できる水準として、財政計算における掛金への反映を留保できるという選択肢を追加するべきである。

「下方回廊方式」は、資産運用におけるボラティリティの拡大に対して有効に機能し、企業年金の安定した事業運営に寄与していることを踏まえ、政策としての継続性を重んじるべきである。

## 4. 「Ⅱ. 2（3）非継続基準の見直し」に対する意見

掛金対応が必要な非継続基準による財政検証は廃止するべきである。

企業年金制度は長期的な視点に立って事業運営を行うものであり、制度終了を視野に入れた基準に対応する必要はない。掛金対応が必要な財政検証は継続基準のみとし、従来の期ずれ解消前の最低責任準備金を使用する非継続基準については、解散・代行返上がある場合のみに適用する取扱いとする。

これにより、各企業年金が継続基準に重点を置いた財政運営を行うこととなるが、仮に掛金対応を伴う非継続基準の財政検証を残す場合は、簡明にするという趣旨からも、代行部分の債務を期ずれ解消後の最低責任準備金とする。なお、経過措置（積立基準の90%等）は継続させ、100%の積立基準は努力目標とするべきである。

また、積立比率方式のみによる対応は、長期的な観点からの事業運営を阻害する一因となり得るものであり、個々の企業年金の実情に応じた対応が可能となっている回復計画方式の廃止は適当でない。

## **5. 「Ⅱ. 2（4）指定基金の指定要件等の見直し」に対する意見**

厚生年金基金の最低責任準備金の算定については、いわゆる「ころがし方式」を使用しているため、指定基金が健全化計画策定において最低責任準備金の予測に使用する利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの実績の平均を使用できる等、実態に即したものとすべきである。

## **6. 「Ⅱ. 1（7）キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化」に対する意見**

キャッシュバランスプランの再評価に市場インデックスを用いる場合、その効果を最大限に活用できるよう退職時に元本保証することを条件として、期間ごとの指標については下限を付さなくてもよいこととするべきである。

なお、企業年金連合会においては、平成22年12月15日付「企業年金の財政運営等に関する提言」において提言し、今回の一部改正において反映がなされなかった下記の11項目に関する提言は別紙のとおりである。

- (1) 許容繰越不足金の許容幅拡大
- (2) 数理的評価の平滑化期間の延長
- (3) 過去勤務債務の償却期間の拡大

- (4) 積立上限額までの掛金拠出
- (5) 資産評価調整加算（控除）額を資産に加減するよう変更
- (6) 代行型から加算型へ移行する際の繰越不足金の償却の猶予
- (7) 代行給付相当額の算定への基金の実態の反映
- (8) 厚生年金本体利回りの通知の早期化
- (9) 当年度に発生が見込まれる不足金に係る特例掛金
- (10) 給付減額要件の見直し
- (11) 厚生年金基金の合併の簡素化・迅速化

**企業年金の財政運営等に関する提言（継続事項）****（１）許容繰越不足金の許容幅を拡大する。****（厚生年金基金、確定給付企業年金）**

継続基準における許容繰越不足金の許容幅は責任準備金の15%（数理的評価を行っている場合は10%）としているが、資産運用におけるボラティリティが増大していることから、短期間で積立水準が上昇する幅や低下する幅も大きくなっているため、許容繰越不足金の許容幅を拡大する。

**（２）数理的評価の平滑化期間を延長する。****（厚生年金基金、確定給付企業年金）**

企業年金の積立金の評価については、時価の短期変動を平滑化する数理的評価の適用が認められている。

資産運用におけるボラティリティが増大していることから、時価の短期変動を平滑化するという目的が十分達成されるよう、数理的評価を適用する場合の平滑化期間（5年）を延長する。

**(3) 過去勤務債務の償却期間を拡大する。**

**(厚生年金基金、確定給付企業年金)**

過去勤務債務については、3年以上20年以内の範囲内で償却をしているが、より早期の年金財政の健全化を図るため、過去勤務債務の一括償却を選択することや、掛金負担能力に応じて柔軟に償却することが可能となるよう、過去勤務債務の償却期間について、下限の3年をより短く、上限の20年をより長くし、償却期間を拡大する。

**(4) 積立上限額までは、準備金のための掛金拠出を行うことができることとする。**

**(厚生年金基金、確定給付企業年金)**

現下のボラタイルな資産運用市場を鑑み、将来の不足金に対応する準備金を構築するため、企業の実情に応じて、積立上限額の範囲内で、掛金拠出を行うことができることとする。

**(5) 資産評価調整加算（控除）額を資産に加減する仕組みに改める。**

**(厚生年金基金)**

継続基準の財政検証において、負債にあたる責任準備金は、資産評価調整加算額（数理的評価が時価評価を上回った額）が除かれたものとなっており、負債を減少させることで、数理的評価の効果が表れる仕組みとなっている。

一方で、責任準備金の下限は最低責任準備金とされていることから、その効果が十分に反映されない場合がある。（これに対して、確定給付企業年金においては、資産を増加させる仕組みとなっている。）

確定給付企業年金の場合と同様に、継続基準の検証において、資産評価調整加算（控除）額を資産に加減することにより、数理的評価の効果が十分反映される仕組みとする。

**(6) 代行型から加算型への変更を行う場合、繰越不足金の償却について猶予を行うことができる。**

**(厚生年金基金)**

現在、代行型から加算型に移行する際は、繰越不足金を全額償却しなければならないが、加算型への移行は、財政の健全化になることから、掛金の引下げを行わない条件で、この繰越不足金の償却を次期財政再計算まで猶予できることとする。



**(7) 代行給付相当額の算定について、基金の実態を反映したものと  
する。**

**(厚生年金基金)**

代行給付相当額の算定にあたっては、厚生年金本体の支給と厚生年金基金の支給の実態を反映したものとなるように、基金の事務処理の負担を考慮した上で見直しを行う。

**(8) 最低責任準備金調整加算（控除）額の算出に用いる厚生年金本  
体利回りの通知を早期化する。**

**(厚生年金基金)**

平成21年度決算より、最低責任準備金調整加算（控除）額を設けて「期ずれ」の調整を行っている。当該額の算出に用いる「厚生年金の決算報告書における時価ベースの実績利回り」については、8月上旬に公表されているが、より早期に決算を確定できるよう、当該利回りの通知を早期化する。

**(9) 当該年度に発生が見込まれる不足金に充当することを目的とした特例掛金の設定ができることとする。**

**(確定給付企業年金)**

当該年度に発生が見込まれる不足金に充当することを目的とした特例掛金の設定は、厚生年金基金において認められている。

特例掛金の設定により、財政運営の安定化に寄与することから、確定給付企業年金においても、厚生年金基金と同様に、当該年度に発生が見込まれる不足金に充当することを目的とした特例掛金の設定ができることとする。

**(10) 給付減額の要件を見直す。**

**(厚生年金基金、確定給付企業年金)**

資産運用におけるボラティリティが増大している中、企業年金は厳しい運営を強いられているが、老後資産の形成に寄与するものとして、各企業年金は持続可能な制度とすることが重要である。

そのような中、母体企業の経営状況等を踏まえて種々検討した上で、制度を継続する手段として給付減額を実施せざるを得ない場合には、適切なプロセスによる労使合意をもって可能となるよう制度・手続上の諸要件を見直すこととする。併せて、受給者等についても、加入員等との著しいアンバランスが生じないように検討することとする。

また、給付減額の該当要件についても、例えば、厚生年金基金及び確定給付企業年金から確定拠出年金への一部移行に関しては給付減額に該当しないこと、基金において代行型から加算型に移行する場合に、全体の総給付現価が減少していなければ、移行により一部の加入員等に係る給付現価が若干減少しても給付減額に該当しないとする等、緩和することとする。

**(11) 厚生年金基金の合併について、簡素化・迅速化の観点から制度の変更等を行う。**

**(厚生年金基金)**

厚生年金基金制度を存続しようと考えている事業所又は基金にとっては、合併により、規模の拡大による基金運営の安定化、資産運用のスケールメリット等を得ることが、有力な選択肢となっている。

そこで、合併等の制度がより機動的・迅速に活用されるように、以下のような制度変更等を行うこととする。

- ・資産運用と事務所の統合から始め、給付設計や掛金の一本化は後から行うことができるよう、財政運営基準を緩和すること。
  - ・他基金との合併を想定した基金分割時における人数要件を緩和すること。(合併後の加入員数にて判定を行う。)
  - ・基金が既に解散の方針を固めている中で権利義務の承継を希望する事業所が存在する場合に、代議員の同意等に関する要件を緩和すること。
- 併せて、当該承継事業所に係る年金原資の算定方法等に関して、合理的な方法で短期間に決定できるような一定の基準を設けること。